

選挙事務所 設置異動届

- 1選挙令和5年執行岐阜県議会議員選挙（選挙区）
- 2候補者氏名
- 3選挙事務所

区分	所在地	電話番号	設置異動年月日
		ファクシミリ番号	
設置	岐阜県	() -	令和
		() -	年 月 日
廃止	岐阜県	() -	令和
		() -	年 月 日

上記のとおり選挙事務所の設置異動届を届出します。

令和5年 月 日

候補者

推薦届出者

選挙管理委員会委員長様

注 1 選挙事務所を設置又は異動する場合には、岐阜県選挙管理委員会、設置する選挙事務所所在市町村選挙管理委員会及び廃止する選挙事務所所在市町村選挙管理委員会にそれぞれ届け出ること。

2 不用の文字は抹消すること。

3 異動には、廃止し、かつ、設置することのほか、単に廃止することをも含むこと。

4 1日につき1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することができないこと。

5 異動の場合は、異動前を「廃止」欄に、異動後を「設置」欄にそれぞれ記入すること。

6 推薦届出者の届出の場合は、候補者の「選挙事務所設置異動承諾証明書」を添付すること。
なお、推薦届出者が数人あるときは、あわせて「推薦届出者の代表者証明書」を添付すること。

7 候補者（推薦届出者）本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者（推薦届出者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。